

東京都港湾局におけるＩＣＴ活用工事試行方針

令和８年７月１日

東京都港湾局

１．目的

東京都港湾局において、ＩＣＴの活用を図るため、以下のとおり３次元データを活用する「ＩＣＴ活用工事」の推進に取り組むものとする。

２．ＩＣＴ活用工事の概要

ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの各段階において、以下に示すＩＣＴ施工技術を活用する工事をいう。

- ① ３次元起工測量
- ② ３次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ ３次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ ３次元データの納品

３．ＩＣＴ活用工事の対象工事

東京都港湾局におけるＩＣＴ活用工事の適用工種は、次のとおりとする。

（１）対象工種

- １）ＩＣＴ浚渫工
 - ・ポンプ浚渫工
 - ・グラブ浚渫工
 - ・硬土盤浚渫工
 - ・バックホウ浚渫工
- ２）ＩＣＴ基礎工
 - ・基礎捨石工
 - ・捨石本均し工
 - ・捨石荒均し工
- ３）ＩＣＴブロック据付工
 - ・被覆ブロック据付工
 - ・根固ブロック据付工
 - ・消波ブロック据付工

- 4) ICT本體工
 - ・ケーソン進水据付工
- 5) ICT海上地盤改良工
 - ・ポンプ床掘工
 - ・グラブ床掘工
 - ・硬土盤床掘工
 - ・砕岩床掘工
 - ・バックホウ床掘工
 - ・置換材工
- 6) ICT土工
 - ・掘削工
 - ・盛土工
 - ・法面整形工
 - ・付帯構造物設置工
 - ・作業土木工（床掘）
 - ・法面工
 - ・土工（1,000 m³未満）
 - ・小規模土工
- 7) ICT舗装工
 - ・舗装工
 - ・舗装工（修繕工）
- 8) ICT地盤改良工
 - ・浅層・中層混合処理工
 - ・深層混合処理工
- 9) ICT構造物工
 - ・基礎工（矢板工、既製杭工、場所打杭工）
 - ・擁壁工
 - ・橋梁上部工
 - ・橋脚・橋台工

4. ICT活用工事の発注方式及び経費の計上

ICT活用工事の発注方式及び経費の計上は、下記（１）及び（２）によるものとする。
ただし、工事内容及びICT施工機器の普及状況等を勘案の上、決定する。

(1) 発注者指定型

発注者の指定によりＩＣＴ活用工事を実施する場合は、特記仕様書等により当該工事がＩＣＴ活用工事の対象であることを明示した上で、積算基準に基づき必要な経費を計上して発注するものとする。積算基準には、従来の積算基準に加え、国土交通省の標準的な費用及び「ＩＣＴの全面的な活用の推進に関する実施方針（国土交通省）」に記載された要領を含むものとする。

また、当初契約において「３次元起工測量」及び「３次元設計データ作成」に係る経費を計上していない場合であっても、契約後の協議によりこれらを実施したときは、当該経費を積算基準に基づき設計変更により計上するものとする。

(2) 受注者希望型

発注者指定型以外の対象工事については、従来積算により発注するものとし、契約後に受注者との協議によりＩＣＴ活用工事を実施する場合は、実施内容に応じて、積算基準に基づき必要な経費を設計変更により計上するものとする。

5. 成績評定

(1) 発注者指定型

施工プロセス①～⑤の全ての段階でＩＣＴ活用を行い、適切に完了した場合、工事成績評定項目別評定表（技術力の発揮）「その他」において、２点加点評価する。なお、チェック項目の具体的事由等には、「全ての段階でＩＣＴ活用したこと。」と記載すること。

また、施工プロセス①～⑤の何れかの段階でＩＣＴ活用を複数行った場合、工事成績評定別評定表（技術力の発揮）「その他」において、１点加点評価する。また、チェック項目の具体的事由等には、施工プロセス①～⑤のどの段階で複数活用されているか、わかるように記載すること。

なお、受注者の責により施工プロセス①～⑤の全ての段階で又は、施工プロセス①～⑤のうち複数の段階でＩＣＴ活用が実施されない場合は、契約違反として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。

(2) 受注者希望型

施工プロセス①～⑤のＩＣＴ活用を行った場合、工事成績評定項目別評定表（技術力の発揮）「その他」において、下記１）～３）のとおり評価する。

なお、ＩＣＴを活用しなかった場合も、契約違反とはならないため、工事成績評定は減点しないものとする。

1) 全ての段階でＩＣＴ活用を行った場合

施工プロセス①～⑤の全ての段階でＩＣＴ活用を行い、適切に完了した場合、工事成績評定項目別評定表（技術力の発揮）「その他」において、２点加点評価する。

また、チェック項目の具体的事由等には、「全ての段階でＩＣＴ活用したこと。」と記載すること。

2) 何れかの段階でＩＣＴ活用を複数行った場合

施工プロセス①～⑤の何れかの段階でＩＣＴ活用を複数行った場合、工事成績評価項目別評価表（技術力の発揮）「その他」において、１点加点評価する。

また、チェック項目の具体的事由等には、施工プロセス①～⑤のどの段階で複数活用されているか、わかるように記載すること。

〔記載例〕

「ＩＣＴ建設機械による施工」、「３次元出来形管理等の施工管理」、「３次元データの納品」の３段階でＩＣＴ活用したこと。※

※工事内容により記載する内容を変更する。

3) 一段階のみでＩＣＴを活用した場合

工事成績の加点対象としない。

6. ＩＣＴ活用工事における施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工の実施に当たっては、対応する各種施工管理要領、監督・検査要領等に基づき、監督・検査を実施するものとする。